

# 西友瀬戸店

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 1 概要

開店時刻を午前9時から午前8時に繰上げるとともに、閉店時刻を午後9時50分から午後11時に繰下げる。これに伴い、来客駐車場利用時間帯を午前7時から午後10時(一部午後8時)までを午前7時から午後11時30分(一部午後8時又は午後10時)までとする。(法第6条第2項)

### 2 届出の内容

届出年月日	平成19年10月5日			
店舗	店舗名称	西友瀬戸店		
	店舗所在地	瀬戸市西寺山町18ほか		
設置者	名称	株式会社エス・エス・ブイ		
	代表者	代表取締役社長 野田 亨		
	住所	長野県長野市川中島町御厨石河原37		
	備考	-		
小売業者	名称	株式会社エス・エス・ブイ		
	代表者	代表取締役社長 野田 亨		
	住所	長野県長野市川中島町御厨石河原37		
	備考	-		
		変更前	変更後	
施設の運営	営業時間	開店	午前9時	午前8時
		閉店	午後9時50分	午後11時
	駐車場利用時間帯	午前7時から午後10時(一部午後8時)まで	午前7時から午後11時30分(一部午後8時又は午後10時)まで	
変更する理由	営業政策変更のため。			
変更する日	平成19年10月25日			

### 3 参考事項

敷地面積	7,842 m <sup>2</sup>		
建築面積	2,920 m <sup>2</sup>		
延床面積	2,986 m <sup>2</sup>		
業態	食料品専門店		
用途地域	第1種住居地域	-	-
備考	平成10年10月開店 平成14年6月20日 法附則第5条第1項届出(駐車場収容台数:159台 154台) 平成16年11月15日 法第6条第2項届出(開店時刻:午前10時 午前9時、閉店時刻:午後8時 午後11時) 平成17年5月29日 法第6条第2項届出(閉店時刻:午後11時 午後9時50分)		

# 西友瀬戸店

## 5 施設の配置及び運営方法に関する事項

### 2 生活環境悪化防止関係

#### (1) 騒音発生に係る事項

##### ア 騒音問題対応策

##### (ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	19 m	なし	来客車両	地上5.8m	なし	-
西方向	11 m	なし	来客車両	地上5.8～6.8m	なし	-
南方向	10 m	なし	来客車両	地上5.8～6.8m	なし	-
北方向	25 m	なし	来客車両	地上5.8m	なし	-

遮音壁の影響	特になし。
--------	-------

##### (イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌作業運営面での配慮	アイドリングストップ、物流効率化による搬入車両台数の削減
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

##### (ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	主な機器を既存住宅に影響が少ない屋上に設置
給排気口等からの騒音配慮	主な機器を既存住宅に影響が少ない屋上に設置
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす、駐車場利用可能範囲を制限
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	機器の定期的点検、清掃

##### (エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	特になし
運営面の騒音配慮	特になし

## イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	12	冷却塔		給排気口	7	変電施設		浄化槽		ポンプ			
			冷凍機室外機	9	キュービクル	1									
変動騒音	自動車走行			後進警報ブザー		台車走行		BGM		アナウンス					
	ゴミ収集作業			アイドリング											
衝撃騒音	荷降し音			台車走行											
建物の構造(高さ)		鉄骨造平屋(一部2階)建(4.5m)													

##### (ア) 等価騒音レベル予測

		北( 1)	東( 2)	南( 3)	西( 4)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	45.0 dB	44.1 dB	54.0 dB	51.1 dB
	評価				
県	夜間等価騒音レベル	33.4 dB	34.1 dB	36.3 dB	33.8 dB
	評価				
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

基準値を超えた場合の対応等

--

# 西友瀬戸店

## (イ) 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					
		北(ア)	東(イ)	南(ウ)	西(工)
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	31.6dB	35.2dB	40dB	36dB
	評価				
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	52.4dB	37.3dB	34.6dB	43.4dB
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	評価				
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

		西(オ)	北(カ)		
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域		
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし		
基準値		40dB	40dB		
設置者	定常騒音の騒音レベル	35.3dB	36.9dB		
	評価				
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	45.5dB	68.9dB		
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当		
	評価				
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当		

### 基準値を超えた場合の対応等

・工地点の環境騒音実測値(22時～23時30分)は44.7dB(予測値43.4dB)、ア地点は58.9dB(予測値52.4dB)、オ地点は46.9dB(予測値45.5dB)であり、いずれも予測値を上回った。カ地点の実測値は58.9dBであるが、主たる音源は市道を走行する車両音と考えられるため、民地側敷地境界のカ地点で予測値(53.3dB)と比較すると、環境騒音の実測値を下回る。

## (2) 廃棄物関係

### ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	生ごみ保管施設内に冷却機を設置
衛生問題関係配慮	特になし

### (ア) 小売店舗の必要保管容量

#### a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	12.15 m <sup>3</sup>	1日	0.453 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	4.53 m <sup>3</sup>	変更なし	
金属製廃棄物用	3.375 m <sup>3</sup>	14日	0.015 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	2.14 m <sup>3</sup>	変更なし	
ガラス製廃棄物用	3.375 m <sup>3</sup>	14日	0.013 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	1.83 m <sup>3</sup>	変更なし	
プラスチック製廃棄物用	6.75 m <sup>3</sup>	1日	0.044 t	0.01 t/m <sup>3</sup>	4.36 m <sup>3</sup>	変更なし	
生ごみ用	8.10 m <sup>3</sup>	1日	0.368 t	0.55 t/m <sup>3</sup>	0.67 m <sup>3</sup>	変更なし	
その他可燃性廃棄物用	4.05 m <sup>3</sup>	1日	0.118 t	0.38 t/m <sup>3</sup>	0.31 m <sup>3</sup>	変更なし	
合計	37.80 m <sup>3</sup>	-	-	-	13.84 m <sup>3</sup>	-	
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

#### b その他の廃棄物等

なし

# 西友瀬戸店

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等

なし

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)

なし(クリーニング店は仕上品集配業者が回収)

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	なし	空缶・空き瓶の回収箱設置	なし
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	(株)エコロダイワ(一廃:指令第122-1号、産廃:第2300034613号)
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う
併設施設からの悪臭防止対策	特になし

評価

市町村の意見概要	対応
意見なし	

住民等の意見の概要	対応
意見なし	

県の意見案
意見なし